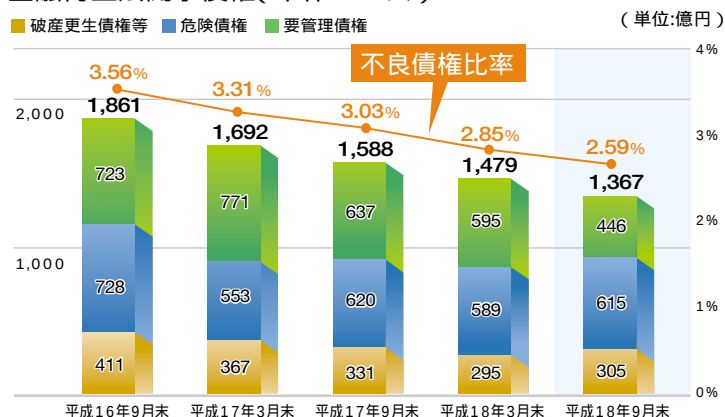


不良債権の状況

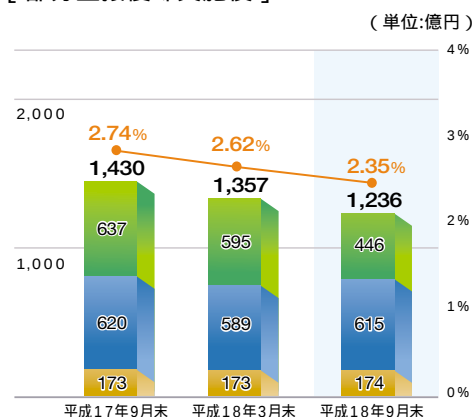
■ 金融再生法開示債権

平成18年9月末の「金融再生法開示債権」は、前年同期比221億円減少し1,367億円となり、不良債権比率も前年同期比0.44%低下し2.59%となりました。また、部分直接償却を実施した場合、不良債権残高は1,236億円、不良債権比率は2.35%となります。

金融再生法開示債権(単体ベース)



[部分直接償却実施後]



部分直接償却とは

自己査定により回収不能または無価値と判定した担保・保証付債権等について、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額することです。このため、部分直接償却を実施すれば、不良債権残高は減少します。

■ 不良債権に対する備え

平成18年9月末の金融再生法開示債権1,367億円のうち、1,141億円は貸倒引当金および担保・保証等でカバーしており、保全率は83.5%と引き続き十分な引当・保全状況を維持しています。

不良債権の保全内訳 (金融再生法開示債権、単体ベース)

(平成18年9月末)

(単位:億円)

	債権額	保全等カバー	引当金	担保・保証等	保全率
破産更生債権等	305	305	178	128	100.0%
危険債権	615	557	228	330	90.6%
要管理債権	446	278	137	141	62.3%
合計	1,367	1,141	542	599	83.5%

金融再生法開示債権の定義

「債権額」貸出金、外国為替、未収利息、支払承諾見返、貸付有価証券、仮払金等の合計額。

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。

「危険債権」債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権。

「要管理債権」3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権。